

2023年9月

お客さま各位

あぶくま信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

あぶくま信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（※具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）

当金庫ではインボイス制度への対応を以下のとおりといたしますので、ご案内いたします。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T1380005006887

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

(1) 営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）を営業店の窓口でお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等または「お取引明細票」をお渡し致します。

2. 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について

(1) 預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料（インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、貸金庫手数料など）につきましては、お客様からのご請求に応じて、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」の発行を予定しております。

ご希望のお客様は、所定の「インボイス管理票発行依頼書」に必要事項をご記入していただき、各営業店の窓口にてお申込みください。

また、「インボイス管理票」にかかる発行手数料は、無料といたします。

(2) 自動振替等の方法でお支払いいただいている各種手数料のうち、一部の手数料に関して、「インボイス管理票」に掲載されない場合がございます。そうした場合には、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を実施してまいりますので、各営業店の窓口までお問合せください。

3. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが 適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願い致します。

当金庫のインボイス制度への対応等につきましてご不明な点等ございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上